

富士市アクセラレーションプログラム実施業務委託 仕様書

1 業務名

富士市アクセラレーションプログラム実施業務委託

2 業務の目的

本市では、製造業など既存産業の底上げや、新規産業の創出など、企業のビジネスチャンスを生み出し、地域経済の再生と持続的成長を図ることを目的に、スタートアップの育成・支援体制の強化を図っている。

本事業では、令和7年に策定した富士市スタートアップ支援パッケージ f-start（以下、「本パッケージ」という。）の趣旨にのっとり、スタートアップ向けのアクセラレーションプログラムを実施し、本パッケージのロールモデルとなるようなスタートアップの創出や成長を図る。これにより、本市内で活動するスタートアップの増加や、雇用者数の増加を目指すとともに、富士市版スタートアップ・エコシステムの形成に向けたコミュニティの拡大を図る。

3 履行期間

契約成立の日から令和9年3月31日までとする。

4 委託内容

(1) スタートアップ伴走型アクセラレーションプログラムの実施

革新的なビジネスモデルにより新たな市場を生み出し急成長する企業等や、地域課題の解決を志向する企業等、第二創業や社内ベンチャーなど新たな事業・分野に取り組もうとする企業等（以下、「スタートアップ等」という。）を対象に、ビジネスアイデアのブラッシュアップから資金調達等まで総合的な伴走型の支援を実施する。

ア 支援回数

履行期間内に1社あたり15回程度。

ただし、各スタートアップ等の支援内容によっては、この限りではない。

イ 支援対象者

次の(ア)から(ウ)に掲げるスタートアップ等とする。

(ア) 市内に拠点を有する者

(イ) 市内に新たに事業拠点を置こうとする者

(ウ) 市内に拠点がある事業者等と協業しようとする者

ウ 募集テーマ

本事業の目的に沿って、次の(ア)から(ウ)に掲げるテーマで合計5社程度を選定する。

(ア) 事業成長チャレンジ枠 既に商品やサービス等が提供されている事業・分野においてさらなる成長を目指す、または新たな事業・分野に取り組もうとする意欲あるスタートアップ等の成長を図る。

(イ) 地域課題解決枠 本市や本市を含む地域が直面している地域課題の解決と、利益獲得の両方を志向する。地域課題については、本市と相談のうえで決定する。

(ウ) 共創枠 異なる業種や分野の事業者・団体等との連携を通じて、新たな価値の創出を図る。

エ 支援対象者の選定

支援対象者の選定は次の流れで実施する。

- (ア) 募集要項や応募フォームを作成したうえで事業説明会を行い、本事業を市内外に周知する。受託者が有するネットワークを活用し、市内外から35社以上の応募を目指し、そのために必要な応募期間を設定する。
- (イ) 本事業に関心のあるスタートアップ等がいた場合には、受託者が相談や問い合わせを受ける。
- (ウ) 応募があったスタートアップ等については、市、本事業受託事業者、外部人材等による選定会議を実施して、支援対象者を選定する。その際、選定会議に参加する外部人材等は、受託者から提案し、市の承諾を得ること。また、本事業終了後もスタートアップ等が本市で継続的に活動することや、本市内事業者との連携可能性があること、将来的に本市内に雇用創出される事業内容であるか等の観点を含めて、そのほか必要と考える審査項目を設定すること。

オ 支援内容

ビジネスモデル構築やプロダクト開発、マーケティング、資金調達、各業界に精通した専門家等による支援、事業会社等との協業支援、展示会やビジネスプランコンテストへの参加支援など、事業開発や事業成長に向けた総合的な支援を行う。

また、支援開始時に、選定したスタートアップ等と個別面談等を行い、各社の現状や事業課題を把握し、支援期間中に達成すべきゴールとそのために必要となるアクションを定める。

本事業実施のために必要な事業化検証等の経費は、市が定める経費の手引きに沿って、上限50万円(税込み)で支払うことが可能である。その場合、受託者が本事業に関する経費であることを確認すること。

カ 連携

(ア) 富士市地域産業支援センター

本事業においては、富士市地域産業支援センターBeパレットふじ(以下「Beパレットふじ」という。)の事業者支援業務機能を理解し、当該支援業務受託者と密接に連携を図る。特にスタートアップ等の連携・協業先を探す際には、Beパレットふじの相談事業者からも探し、市内事業者との積極的な連携・協業を図る。

そのために、受託者は、本業務の実施に必要な範囲で、スタートアップ等に関する情報・資料を委託者と相互に共有する。あわせて、Beパレットふじ支援業務受託者との連携に必要な範囲で、委託者を通じて当該情報・資料をBeパレットふじ支援業務受託者に共有できるものとする。共有に当たっては、個人情報及び企業秘密の漏洩防止のため必要な措置を講じ、知り得た情報を本業務以外に使用してはならない。

(イ) 富士市スタートアップ・サポーターズ

富士市スタートアップ・サポーターズに登録された産官学金等の多様な団体や、受託者が有するネットワークなど、外部の専門家等も積極的に活用して多様な支援をすること。

(ウ) その他

令和9年1月に本市で開催予定のものづくり力交流フェアに出展する企業や、本事業に参加するスタートアップ等同士のネットワーク形成を図る。

キ 成果発表会

支援の成果を広く発表し、次年度の本事業の応募者増加を目指すとともに、本市のスタートアップ支援事業の機運醸成を図り、富士市スタートアップ・サポーターズの登録団体の増加を図る。

なお、成果発表会は、本市が開催する交流会（3月頃の開催予定）と同日開催を想定し、成果発表会と交流会が相乗効果を得られるような企画を、市と連携しながら考える。

ク 情報発信

本事業の周知に必要なチラシ等の作成や情報発信を、本市と協力して実施する。

ケ そのほか

スタートアップ等とのミーティングなどは、市に相談のうえで、DX・テレワーク実践会議室（富士市永田北町3-3市立中央図書館分館1階）を活用できる。

また、本事業の効果的な推進のために必要な広報やセミナー等を適宜実施する。

(2) 実施体制と定期的な報告

ア 受託者は委託者及びスタートアップ等と十分な相談・連絡がとれる体制をとる。

イ 月1～2回程度の頻度で委託者に対して情報共有を行うとともに、本市が求める場合には適宜レポート作成を行う。

5 契約

(1) 実施計画書の提出

契約締結後、受託者は速やかに別に定める実施計画書及び業務実施体制図を市に提出すること。

(2) 委託費の支払

原則として事業終了後の完了払いとするが、受託者から支払い条件についての協議がある場合は、市はこれに応じる。

(3) 委託事業の完了報告

受託者は令和9年3月31日までに、委託事業成果報告書等を提出すること。その際には、仕様書に沿った内容のほか、富士市版スタートアップ・エコシステムの形成に向けて、本事業全体に対する成果のまとめ等を含めること。

なお、本事業は国の交付金を活用する事業であるため、履行期間内に国への報告が必要な事項がある場合には、それに関わる書類等の提出に協力すること。

6 その他・注意事項

(1) 本事業の実施に当たり、運営事業者は責任者を定める必要がある。

(2) 本事業費には、事業実施に係る全ての費用を含むものとする。

(3) 本市と緊密な情報共有・連携を図りながら業務を実施すること。

(4) 本事業は国の交付金を活用する事業であるため、市が監査等を受けることとなった場合などには、その協力をすること。また、本事業終了後5年間、本委託業務に係る会計帳簿及び証拠書類をいつでも閲覧に供することができるように保存しなければならない。

(5) スタートアップ等から苦情があった場合には、適切に対応するとともに、その内容を本市へ報告すること。

- (6) 事故等の緊急時の対策について、日頃から適切な措置を講じるとともに、緊急事態の発生時には的確に対応すること。
- (7) 本業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守すること。
- (8) 受託者は、本業務の履行に当たり個人情報及び企業秘密の漏洩を防止するため、必要な措置を講じること。また、受託者は、本業務の履行に当たり知り得た情報を本業務以外に使用してはならない。本業務の履行期間が満了した後も同様とする。
- (9) 本業務に関する著作権は、本市に帰属すること。ただし、受託者が従来から有していた権利等については、受託者に留保することができる。
- (10) 本業務にて第三者が権利を有する著作物が含まれている場合、第三者の著作権、その他の権利を侵害しないこと。
- (11) 本業務の実施に当たって、受託者の責に帰すべき事由により委託者又は第三者に損害を及ぼしたときは、受託者がその賠償責任を負うものとする。
- (12) 本業務で委託者が撮影した写真等は、本業務以外で委託者が作成する広報制作物等において二次利用できるものとする。
- (13) 天変地異や感染症の影響等により、予定していた事業の変更などが生じた場合、市と協議、調整の上、支払限度額を超えない範囲で、契約内容を変更し、業務を実施するものとする。

7 疑義

本仕様書において疑義が生じた場合、委託者と受託者の協議の上決定するものとする。ただし、本仕様書に明記されていない事項で、当然必要と考えられるものについては、受託者の責任において施行するものとする。